

令和7年度岐阜県立飛驒特別支援学校高等部入学者募集要項

1 入学定員

おって、岐阜県教育委員会において決定する。

2 出願者の資格

出願者は、次の（１）及び（２）に該当する者であること。

（１）知的障がい者

（２）次のいずれか一に該当する者

ア 中学校若しくは義務教育学校若しくは特別支援学校の中学部を卒業した者又は令和7年3月卒業見込みの者

イ 中等教育学校の前期課程を修了した者又は令和7年3月修了見込みの者（以下、中学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程を総称して「中学校」という）

ウ 学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当する者

3 出願

（１）入学願書等の提出

ア 出願者は、所定の入学願書に必要事項を記入し、出願前6か月以内に撮影した上半身の写真（縦4cm・横3cm）を所定の欄に貼付し、在学（出身）学校の校長に提出する。

なお、他の都道府県の区域に居住する者又は県外の学校に在学している者にあつては、8に定める承認書を入学願書に添付するものとする。

イ 在学（出身）学校の校長は、当該出願者の調査書を作成し、入学願書とともに出願の期間内に岐阜県立飛驒特別支援学校長に提出しなければならない。

調査書は、教育課程の実施状況により別記第3号様式又は別記第4号様式を選択して使用するものとする。ただし、平成30年度以前に中学校又は特別支援学校の中学部を卒業した者は、調査書にかえ、卒業を証明するに足る書類とすることができる。

ウ 岐阜県立飛驒特別支援学校長は、出願者に対し、その他入学者選考上必要と認められる書類の提出を求めることができる。

（２）出願の期間

令和7年2月5日（水）から2月7日（金）まで。受付は、毎日午前9時から午後4時までとする。

（３）出願先学校の変更

ア 出願先学校を変更しようとする者は、1回に限り変更することができる。

イ 変更期間は、令和7年2月10日（月）の1日とし、受付は、午前9時から午後4時までとする。

ウ 出願先学校の変更手続きは、次のとおりとする。

（ア）出願先学校を変更しようとする者は、在学（出身）学校の校長に申し出ること。

（イ）在学（出身）学校の校長は、出願取下願（別記第5号様式）を出願先学校へ提出し、出願先学校の変更を申し出た者の提出済みの入学願書、調査書等の書

類の返付を出願先学校の校長に求めること。

(ウ) 在学（出身）学校の校長は、変更前の出願先学校の校長から返付された入学願書、調査書等の書類を、変更後の出願先学校の入学願書、調査書等の書類に添付して、変更後の出願先学校の校長に提出すること。

*出願の受付は、岐阜県立飛驒特別支援学校本館棟1階で行う。

4 検査等の実施

(1) 検査等の内容

ア 学力検査（国語、数学）

イ 面接（生徒のみ）

※ア、イの検査については、事前の教育相談等により観察検査に代替することがある。

(2) 検査等の期日

令和7年2月13日（木）

(3) 検査等の日程

時 間	検 査 等 の 内 容
8：30～ 8：45	受 付
8：50～ 9：00	諸連絡
9：15～ 9：35	学力検査1 国語
9：45～10：05	学力検査2 数学
10：20～	面 接

(4) 検査等の場所

岐阜県立飛驒特別支援学校 高山市山田町831-44

(5) 検査当日に受検者が持参するもの

ア 受検票

イ 筆記用具（鉛筆又はシャープペンシル、消しゴム）

ウ 上履き

エ マスク

*携帯電話、アラームや計算機能等のついた腕時計は、検査室内に持ち込まない。
控え室及び検査場には、時計を設置する。

5 入学者の選考方法

提出された書類及び実施した検査等の結果に基づいて、総合的に入学者の選考を行う。

6 合格者の発表

令和7年2月20日（木）午前9時に、合格者の受検番号を高等部棟玄関前に掲示するとともに、学校のホームページ上に掲載して発表する。また、在学（出身）学校の校長に可否の結果を通知する。

7 入学予定者説明会

合格者発表に引き続き、令和7年2月20日（木）9時15分から、体育館におい

て実施する（保護者同伴）。なお、終了時刻は、12時30分（予定）とする。

8 県外からの出願

他の都道府県の区域に居住する者又は県外の学校に在学している者が岐阜県立飛驒特別支援学校の高等部へ出願しようとするときは、あらかじめ「岐阜県立特別支援学校出願承認願」（別記第1号様式）を岐阜県立飛驒特別支援学校長に提出し、その承認書（別記第2号様式）を入学願書に添えなければならない。各提出書類については、岐阜県立飛驒特別支援学校まで問い合わせること。

9 特別な事由による検査等

障がいの状態、学習意欲及び家庭事情等を考慮し、特別な事由があると認められた場合には、定員の範囲内において、令和7年3月28日（金）までに、上記の他に検査等を行うことができる。実施方法及び期日については、岐阜県教育委員会と協議の上、岐阜県立飛驒特別支援学校長が定める。

10 出願等に関する問い合わせ

〒506-0058 岐阜県高山市山田町831-44
岐阜県立飛驒特別支援学校
TEL 0577-34-7122（内線番号31）
担当者 高等部主事 田中 一幸

11 入学者選考に係る情報の提供

岐阜県立飛驒特別支援学校高等部全日制の課程の入学者選考の資料である調査書及び検査等の得点（学力検査を実施した場合の得点）については、受検者本人から本人の調査書又は学力検査得点の情報の提供の請求があった場合には、次により、即日情報の提供を行うこととする。

また、学力検査を実施した場合は、検査終了後その問題を掲示して公開することとする。

（1）調査書情報の提供

ア 請求ができる者は受検者とし、保護者が立ち合うことができるものとする。

イ 請求者の確認は、受検票の提示を受けて行う。

ウ 請求場所は、岐阜県立飛驒特別支援学校とする。

エ 請求ができる期間は、当該年度の入学者選考が終了した後の最初の4月1日から1年間とする。

オ 情報提供は、閲覧又は写しの交付により行う。ただし、当該写しの交付に要する費用は本人が負担するものとする。

（2）学力検査得点情報の提供

ア 請求ができる者は受検者とし、保護者が立ち合うことができるものとする。

イ 請求者の確認は、受検票の提示を受けて行う。

ウ 請求場所は、岐阜県立飛驒特別支援学校とする。

- エ 請求ができる期間は、合否発表の翌日から1か月間とする。
- オ 情報提供は、学力検査の教科別得点とし、検査結果一覧表等を用いて即時に閲覧させることにより行う。提供の方法は閲覧のみとし、写しの交付は行わない。

12 災害時の対応について

検査当日に警報等が発表されている場合は、以下の通り対応する。通常の日程で検査が実施できない場合、当校から中学校及び特別支援学校中学部へ連絡する。

6：00までに解除された場合	通常の時間で実施
10：00までに解除された場合	4時間遅れで実施
10：00前に解除されなかった場合	翌14日（金）に延期

13 その他

- (1) 出願希望者は、事前に保護者と共に岐阜県立飛驒特別支援学校で、原則10月までに教育相談を受けていること。
- (2) 障がいの状態により受検上の配慮を希望する者は、「受検上の配慮申請書」及び、必要に応じて配慮申請の妥当性を証明できる書類を原則として12月13日（金）までに提出すること。
- (3) 検査当日、欠席、遅刻するときは、午前8時までに、岐阜県立飛驒特別支援学校に中学校若しくは特別支援学校の中学部を通して、電話により連絡すること。

入学願書は、11月1日（金）から岐阜県立飛驒特別支援学校にて配付する。